

証券コード 6537
2020年3月9日

株主各位

宮崎県宮崎市新栄町86番地1

WASHハウス株式会社

代表取締役社長 児玉康孝

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年3月24日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2020年3月25日（水曜日）午前11時

2. 場 所 宮崎県宮崎市松山1丁目1-1
宮崎観光ホテル 東館3階

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第19期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.wash-house.jp>) に掲載させていただきます。

事業報告

(2019年1月1日から)
(2019年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）におけるわが国経済は、政府や日銀による継続的な各種経済政策を背景とした、企業収益の拡大や雇用環境の改善など、緩やかな回復基調が続いております。一方、消費税率引き上げによる国内消費への影響に加え、英国のEU離脱の展開、中東情勢などの地政学リスク、こうしたもとでの国際金融市場の動向など、世界経済の影響についても留意を必要とする状況になっております。

当社グループのコインランドリー事業を取り巻く環境といたしましては、景気回復に伴う雇用環境の改善や、少子化などの要因による労働力不足が顕著に見られるなどを背景に、政府による第4次男女共同参画基本計画に基づいた「働き方改革」、「女性の活躍推進」などの政策が計画的に推進されたことで、多様な働き方が選択できる労働環境の整備が進む中、女性の社会進出に対する意識の変化に伴い、共働き世帯数及び女性の就業率は依然として上昇傾向となっております。このような傾向は、今後も継続して推移すると予想されており、時間を有効活用できるコインランドリーにつきましては更なる利用者層の拡大と需要の伸長が期待されております。

このような状況の下、当社グループは、コーポレートメッセージであるコインランドリー業界の「グローバルスタンダードの創造」を実現すべく、コインランドリープラットフォームの成長を加速させる様々な施策を進めてまいりました。

当連結会計年度におきましては、成長戦略の一つである海外展開の取り組みとして、東南アジアでの事業展開の足掛かりとなる当社初の海外子会社、WASH HOUSE (Thailand) CO., LTD. をタイ王国に設立いたしました。また、大幅なコスト低減を目的として、宮崎県での洗剤工場用地の取得をはじめ、コインランドリー機器の技術開発を行う中国現地法人であるWASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. を設立いたしました。これは、規模拡大効果を伴う主要関連製品の内製化への取り組みとなり、店舗利用顧客がさらに使いやすい価格となることを目指します。このコスト低減の取り組みと同時に、コインランドリーを利用する利点を普及する目的として、「布団は洗う」という洗濯習慣への啓蒙活動、並びに新たな利用者数の拡大を図る積極的な広告施策をあわせて実行し「プラットフォームとしてのコインランドリー事業」の強化を

進める一方で、情報配信機能を搭載するコインランドリー機器の技術開発や、キャッシュレス決済機能及び利用者属性に適した情報を配信する機能を組み込んだWASHハウスアプリの開発など「ITとインターネット」をベースとした情報配信媒体の開発を進め、このプラットフォーム上の参加グループが活発に交流できる仕組みの構築に取り組んでまいりました。

日本国内での店舗展開につきましては、既存エリア及び新規エリアでの営業活動に加え、フランチャイズ（以下、「FC」という）オーナーの新規開拓も行いながら、FC店舗の出店を中心取り組んでおります。

当連結会計年度のFC店舗の出店数は33店舗となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、21億8千8百万円（前期比20.4%減）となり、営業損失は1億7千4百万円（前期は1千2百万円の営業利益）、経常損失は1億5千9百万円（前期は1千6百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は1億7千9百万円（前期は2百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

なお、WASHHOUSE (Thailand) CO., LTD. 及びWASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. につきましては、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

主要なコインランドリー事業における部門別は次のとおりであります。

なお、当社グループはコインランドリー事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

項目	期別	第18期 2018年1月1日から 2018年12月31日まで		第19期 2019年1月1日から 2019年12月31日まで		前期比増減額 (千円)
		売上高(千円)	構成比(%)	売上高(千円)	構成比(%)	
F C 部 門		1,427,781	52.0	676,044	30.9	△751,736
店 舗 管 理 部 門		884,029	32.1	1,019,332	46.6	135,302
直 営 部 門 そ の 他		437,958	15.9	493,368	22.5	55,409
合 計		2,749,769	100.0	2,188,745	100.0	△561,024

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

① F C 部 門

当連結会計年度のF C 部門の売上高は、6億7千6百万円（前期比52.7%減）となりました。

これは、F C 店舗の新規出店数が33店舗（前期比53店舗減）となったことによるものです。

② 店舗管理部門

当連結会計年度の店舗管理部門の売上高は、10億1千9百万円（前期比15.3%増）となりました。これは、F C 新規出店に伴い管理店舗数が増加したことが寄与したことによるものです。

③ 直営部門その他

当連結会計年度の直営部門その他の売上高は、4億9千3百万円（前期比12.7%増）となりました。これは、直営店舗について東京都3店舗、大阪府1店舗、広島県1店舗の5店舗を新規出店したことに加え、既存F C 店舗のうち、10店舗を直営店としたため、当連結会計年度末での直営店舗数が47店舗（前期比15店舗増）となったことによるものです。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額はリースを含めて4億9千9百万円で、その主たるものは、洗剤工場用土地、直営店5店舗の新規出店及び既存F C店舗のうち10店舗を直営店としたことによるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

コインランドリー業界につきましては、生活スタイルの変化やアレルギーに対する関心の高まり等により、店舗数が増加し競争が激化することが予想されます。

このような状況の下、継続的な事業の発展及び経営基盤の安定を図り、「安心、安全、清潔」な店舗をご利用いただけるようにするために、現在の店舗の基本コンセプトは守りつつも、出店地域における消費者の家族構成、住居形態、住宅地の立地、交通アクセスなどに応じた店舗フォーマットの開発や修正を行い、タイムリーに市場へ投入していく体制を整える必要があると考えております。

以上のことから、当社は利用者の立場で考え、技術革新や商品開発などを行なながら、従来のコインランドリーの考え方や商慣習にとらわれることなく、国際的にも通用するデファクトスタンダードの構築を行うという創業時からの一貫した理念の下、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① 店舗売上の維持向上

当社グループには、複数物件を保有するF Cオーナーが多く、そうしたオーナーを数多く確保していくことがF C新規出店において非常に重要であります。今後も、リピートオーナーを確保し続ける為にはF C店舗の投資効率の維持・向上に取り組む必要があります。

当社グループでは、出店基準にもとづいて採算性が高いと判断した物件を厳密に選定した上で出店をしておりますが、首都圏に出店しておりますコインランドリーにつきましては、九州エリアと違い、当社グループの認知度はまだ低い状況であります。また、出店した後に競合店が近隣へ進出する場合もあり、最終ユーザーであるお客様から継続的に支持される店舗運営を行っていくことが引き続き課題であります。そのため、今まで以上に店舗の売上の上がる物件に拘って出店していく方針であります。

また、当社グループの基本コンセプトであるQ S C（クオリティー・サービス・クレンリネス）の向上に向けた取り組みを実践し、各店舗の状況に応じて利便性を高める改善を図っていくとともに、認知度を高めるためにテレビCMや新聞などのメディア媒体の継続的な活用やキャンペーンの実施を行い、店舗周辺世帯の利用率の向上に引き続き取り組んでまいります。

② 人材の育成について

当社グループのさらなる成長を達成するためには、F C店舗の新規出店を促進する営業職者、ストック収益である店舗管理部門を担う店舗管理職者、また、コインランドリー利用のお客様との接点であるコールセンター職者の育成は不可欠であります。そのため、人材育成の強化・推進を課題と認識し、技術向上を目的とした教育制度や管理職者のマネジメント力向上に資する研修の整備、充実を図るとともに、職者一人当たりの生産性を高めるための業務プロセスの改善、自動化を含めた部門間を統合する業務システムへの投資など、組織として力を発揮できる基盤づくりに取り組んでおります。

③ 経営管理体制の強化

当社グループでは、海外も含めた業容の拡大等に伴う経営管理体制の充実・強化が重要な課題であると認識しており、経営バランスをとりながら企業価値、社会貢献度を高め、ステークホルダーの皆様に信頼される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に向けた取り組みが必要と考えております。その一環としまして、2019年度開始に合わせて社長直轄の経営企画室を発足し、新事業展開及び経営管理体制の強化を図る体制としました。また、2020年2月にリスク管理室を立ち上げ、法令順守の徹底と事業の成長に応じた内部統制の整備、強化へ取組みを進めております。

(5) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	期別	第16期 (2016年12月期)	第17期 (2017年12月期)	第18期 (2018年12月期)	第19期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売上高 (千円)	—	—	—	2,749,769	2,188,745
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	—	—	—	16,786	△159,674
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	—	—	—	2,254	△179,997
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	—	—	—	0.33	△26.20
総資産 (千円)	—	—	—	4,128,683	3,536,938
純資産 (千円)	—	—	—	2,217,368	1,986,939
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	322.91	288.22

(注) 1. 第18期から連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

区分	期別	第16期 (2016年12月期)	第17期 (2017年12月期)	第18期 (2018年12月期)	第19期 (当事業年度) (2019年12月期)
売上高 (千円)	3,118,738	3,375,020	2,988,583	2,226,222	
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	284,557	247,899	103,065	△138,737	
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	192,202	156,673	63,106	△159,183	
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	35.25	22.94	9.21	△23.17	
総資産 (千円)	3,771,650	4,038,656	4,178,564	3,613,965	
純資産 (千円)	2,164,896	2,267,186	2,277,151	2,063,595	
1株当たり純資産額 (円)	317.25	331.35	331.62	299.90	

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当社は2016年4月2日付で普通株式1株につき100株、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。このため第16期の期首に当該分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
WA SHHOUSE フィナンシャル 株式会社	35,000千円	100%	当社コインランドリー事業のファイナンス
一般社団法人全国 コインランドリー 管理業協会	—	—	コインランドリー店舗の健全な運営 に係る運営基準の 策定及びその啓蒙 活動
WA SHHOUSE (Thail and) C O., L T D.	2,000千バーツ	48%	コインランドリー 「W A S Hハウス」 のフランチャイズ 事業・運営事業
WA SHHOUSE (Shandong) C O., L T D.	10,000千人民元	60%	コインランドリー 機器の技術開発

(注) 1. 4社とも連結子会社であります。

2. 当社は、2019年12月23日付で中国山東省青島市に合弁会社としてWA SHHOUSE
(Shandong) C O., L T D. を設立いたしました。なお、資本金の払込
は完了していないため、払い込み予定総額を記載しております。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
コインランドリー事業	コインランドリー「W A S Hハウス」のチェーン本部としてフ ランチャイズシステムの提供、F C店舗の運営・管理、直営店 舗の運営

(8) 主要な営業所（2019年12月31日現在）

① 本社

宮崎県宮崎市新栄町86番地 1

② 営業拠点

本店営業部 宮崎県宮崎市新栄町86番地 1

東京支店 東京都中央区日本橋 3丁目8-16 ぶよおビル 7階

大阪支店 大阪府大阪市西区勒本町 1丁目10-24 三共本町ビル 3階

広島支店 広島県広島市東区光町 2丁目9-27 ユーベック光町ビル502号

福岡支店 福岡県福岡市博多区博多駅東 3丁目12-1 アバンダント95 3階

愛知営業所 愛知県名古屋市中区丸の内 2丁目17-13 NK丸の内ビル 3階

③ コインランドリー店舗（直営店舗47店舗、F C店舗571店舗）

(単位：店舗)

	2019年12月31日現在の店舗数		
	F C店舗	直営店舗	合計
東北エリア	—	1	1
関東エリア	41	7	48
中部エリア	11	—	11
関西エリア	25	4	29
中国エリア	60	4	64
四国エリア	22	—	22
九州エリア	412	31	443
合計店舗数	571	47	618

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況 (2019年12月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
108名	4名増	41歳0ヶ月	3年7ヶ月

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 従業員数に臨時従業員（パート等）の期中平均雇用人員（1,011名）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況(2019年12月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
107名	4名増	40歳11ヶ月	3年7ヶ月

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 従業員数に臨時従業員（パート等）の期中平均雇用人員（1,011名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社福岡銀行	2,018千円
株式会社宮崎銀行	1,694千円
株式会社三井住友銀行	1,202千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,036千円
株式会社鹿児島銀行	1,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 12,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,881,000株

(3) 株主数 5,312名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
児玉 康孝	1,927,000	28.00
株式会社 KDM	1,554,000	22.58
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)	316,200	4.59
児玉 真由美	200,000	2.90
株式会社 宮崎銀行	160,000	2.32
阿部 和広	121,000	1.75
カブドットコム証券株式会社	114,500	1.66
前田 貴行	40,000	0.58
児玉 ユミ子	37,200	0.54
鍋田 美智子	35,300	0.51

(注) 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2019年12月期において、ストックオプションとしての新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は14,200株増加しております。

3. 新株予約権等に関する事項（2019年12月31日現在）

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第10回新株予約権	第11回新株予約権
新株予約権の数	44個	14個
保有人数 当社取締役 当社監査役	3名 —	— 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 44,000株	当社普通株式 14,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり13円	1株当たり13円
新株予約権の行使期間	自 2015年12月27日 至 2023年12月18日	自 2013年12月27日 至 2023年12月18日
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた新株予約権者は、権利行使時において当社または当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。</p>	

(注) 2016年3月10日開催の取締役会決議により、2016年4月2日付で普通株式1株につき100株、2017年3月10日開催の取締役会決議により、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名 称	第12回新株予約権	第13回新株予約権
新株予約権の数	51個	6 個
保有人数 当社取締役 当社監査役	4 名 —	— 2 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 10,200株	当社普通株式 1,200株
新株予約権の発行価額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株当たり 462 円	1 株当たり 462 円
新株予約権の行使期間	自 2018年 8月 5 日 至 2026年 7月 20日	自 2016年 8月 5 日 至 2026年 7月 20日
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。 ③ その他の条件は、本総会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年12月31日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	児 玉 康 孝	一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 代表理事 WASHHOUSE フィナンシャル株式会社 取締役 WASHHOUSE (Thailand) CO., LTD. 代表取締役社長 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 董事長
専務取締役	阿久津 浩	WASHHOUSE フィナンシャル株式会社 取締役 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 董事
取締役	徳 田 俊 行	営業部長
取締役	児 玉 ユミ子	本店営業部長 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 理事
取締役	古 川 一 樹	東海地区営業担当部長
取締役	山 渋 幸 徳	
常勤監査役	奈 須 義 岳	一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 監事 WASHHOUSE フィナンシャル株式会社 監査役 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 監事
監査役	西 田 隆 二	弁護士法人かなで西田・山田法律事務所 代表社員
監査役	海 野 理 香	飯田三和税理士事務所 税理士

- (注) 1. 取締役山渋幸徳氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。
2. 監査役西田隆二氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は同氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。
3. 監査役海野理香氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度後の担当職務の変更

氏 名	異動年月日	担 当
徳 田 俊 行	2020年 2 月 7 日	営業部長兼福岡支店長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	140,640千円 (3,600千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9,360千円 (3,000千円)
合計	9名 (3名)	150,000千円 (6,600千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2016年3月30日の第15回定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）で使用人分給与は含まないと決議をいただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2006年3月30日開催の第5回定時株主総会において年額12百万円以内と決議をいただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係
 該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動
社外取締役	山渕 幸徳	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、その専門的見地から当社の組織体制等の事業戦略面について、助言・提言を行っております。
社外監査役	西田 隆二	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会14回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての助言・提言を行っております。
社外監査役	海野 理香	当事業年度に開催された取締役会17回、監査役会14回の全てに出席し、税理士としての専門的見地から、当社の会計監査の観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 責任限定契約に関する事項

当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目等	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

(1) 事業の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役及び使用人が、法令、定款及び社会倫理に適合することを確保するため、業務分掌規程に従い内部統制システムを整備し、社内に諸規則・マニュアルの周知徹底を図ります。

取締役会は、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令及び定款違反行為を未然に防止し、監査役はこの内部統制システムの有効性と機能を監督し、課題の早期発見と是正に努めます。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程その他関連規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁記録的媒体（以下、「文書等」という）に記録し保存します。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理統括部門は管理部とし、各部門担当取締役と共にコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとします。また新たに生じたリスクについては、取締役会又は代表取締役社長が対応責任者となる取締役を定め、当社の損失を最小限に抑えるように努めます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i) 取締役会において経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その経営目標の達成状況につき定期的に検証することにより、業務の効率化を図ります。

(ii) 定例の取締役会を原則として月1回開催し、経営の基本方針及び重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行います。

(iii) 業務の執行に当たっては、業務分掌規程及び職務権限規程において、確認の責任と権限を定め、また業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めています。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(i) 監査役の職務を補助する組織を管理部とします。

(ii) 使用人の監査役の職務を補助すべき期間の指揮命令権は監査役の専権事項とし、取締役の指揮命令は受けないこととします。

(iii) 監査役の業務補助者が補助を行った期間の業務遂行能力等は監査役からフィードバックを受け、考課及び異動については、監査役の意見・同意を得ることとします。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、毎月の経営状況として重要な事項及びリスク管理に関する重要な事項等を速やかに報告するものとし、監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとし、その独立性と権限により監査の実効性を確保するものとします。

⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行するために生ずる費用等の支払のため毎年一定額の予算を設けることとします。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法の定めに従い内部統制の構築、評価及び報告に関し適切な運営を図り、継続的に評価方法の見直しを実施し、内部統制の再構築に努め、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとします。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力への対処については、警察OBを顧問として迎えると同時に、警察等外部機関と緊密に連携し情報収集を行うとともに、従業員教育を定期的に実施し、反社会的勢力の威嚇に屈しない、関係を持たないことを徹底させ、反社会的勢力排除の体制の整備に努めるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制について、当社グループは内部管理体制の強化が必須であると認識しております。当社グループの管理業務体制を強化するために、内部監査室は巡回及びモニタリングを定期的に実施するとともに、監査役や会計監査人と連携を図ることで業務を適切に運用しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年12月31日現在)

(単位:千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,327,494	流動負債	701,418
現金及び預金	1,255,722	買掛金	76,057
売掛金	196,707	1年内返済予定長期借入金	9,896
営業貸付金	461,921	リース債務	6,121
商品	4,184	未 払 金	61,079
仕掛品	7	未 払 費 用	86,713
原材料及び貯蔵品	89,167	未 払 法 人 税 等	993
その他のたな卸資産	213,548	前 受 金	9,725
前 払 費 用	27,147	預 り 金	421,063
そ の 他	82,587	賞 与 引 当 金	4,609
貸倒引当金	△3,500	そ の 他	25,158
固定資産	1,209,443	固 定 負 債	848,579
有形固定資産	836,341	長 期 リ ー ス 債 務	11,221
建物	305,748	預 り 保 証 金	809,721
構築物	67,937	資 産 除 去 債 務	23,645
機械及び装置	191,289	そ の 他	3,991
車両運搬具	3,121	負 債 合 計	1,549,998
工具、器具及び備品	20,685	(純資産の部)	
リース資産	16,530	株 主 資 本	1,983,825
土地	182,163	資 本 金	995,307
建設仮勘定	48,864	資 本 剰 余 金	925,307
無形固定資産	2,640	利 益 剰 余 金	63,209
ソフトウェア	2,640	その他の包括利益累計額	△616
投資その他の資産	370,461	その他有価証券評価差額金	△825
投資有価証券	1,398	為替換算調整勘定	209
長期前払費用	5,279	非支配株主持分	3,730
繰延税金資産	22,385	純資産合計	1,986,939
敷金及び保証金	252,521		
そ の 他	88,876	負債・純資産合計	3,536,938
資 产 合 計	3,536,938		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2019年1月1日から)
(2019年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,188,745
売 上 原 価	1,488,026
売 上 総 利 益	700,719
販売費及び一般管理費	874,945
営 業 損 失	174,226
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	691
預 り 保 証 金 精 算 益	9,000
そ の 他	9,595
	19,287
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	619
固 定 資 産 売 却 損	1,825
そ の 他	2,290
	4,735
経 常 損 失	159,674
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	159,674
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,249
法 人 税 等 調 整 額	13,061
当 期 純 損 失	20,311
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	
	179,986
	11
	179,997

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から)
(2019年12月31日まで)

(単位:千円)

項目	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	994, 945	924, 945	298, 142	2, 218, 034
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	361	361		723
剰余金の配当			△54, 934	△54, 934
親会社株主に 帰属する当期純損失			△179, 997	△179, 997
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	361	361	△234, 932	△234, 208
当期末残高	995, 307	925, 307	63, 209	1, 983, 825

項目	その他の包括利益 累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	△665	—	△665	—	2, 217, 368
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					723
剰余金の配当					△54, 934
親会社株主に 帰属する当期純損失					△179, 997
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△160	209	48	3, 730	3, 779
当期変動額合計	△160	209	48	3, 730	△230, 429
当期末残高	△825	209	△616	3, 730	1, 986, 939

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(2019年1月1日から)
(2019年12月31日まで)

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

WASHHOUSE フィナンシャル株式会社

一般社団法人全国コインランドリー管理業協会

WASHHOUSE (Thailand) CO., LTD.

WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD.

このうち、WASHHOUSE (Thailand) CO., LTD. およびWASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. については、当連結会計年度において新たに設立いたしました。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 先入先出法

仕掛品 個別法

原材料 先入先出法

貯蔵品 最終仕入原価法

その他のたな卸資産 個別法

なお、評価基準については、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。
ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 10～22年 |
| 機械及び装置 | 13年 |
| 車両運搬具 | 5年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～20年 |
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(連結貸借対照表)

従来、流動資産に区分掲記しておりました「流動資産」の「その他」に含めていた「その他のたな卸資産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度から独立掲記しております。なお、W A S H H O U S E フィナンシャル株式会社を利用した出店については、連結計算書類において、個別計算書類で計上している売上高を消去し、売上高に対応する売上原価をその他のたな卸資産として計上しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 420, 566千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の総数	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	6, 866, 800株	14, 200株	—	6, 881, 000株

(注) 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 14, 200株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年 3月28日 定時株主総会	普通株式	54, 934千円	8円00銭	2018年 12月31日	2019年 3月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年3月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年 3月25日 定時株主総会	普通株式	55, 048千円	8円00銭	2019年 12月31日	2020年 3月26日

(注) 配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(3) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式数			
	当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
普通株式	102,600株	—	14,600株	88,000株

(注) 新株予約権の目的となる株式数の減少は、次のとおりであります。

権利行使による減少 14,200株

権利喪失による減少 400株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な安全性の高い金融商品で運用しております。また、設備投資資金等が手元資金でまかなえない場合は、銀行等金融機関から必要な資金を調達する方針であります。デリバティブ取引は利用せず、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金、営業貸付金はF Cオーナーに対するものであり、期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価を把握しております。

敷金及び保証金は、主に事務所やコインランドリー店舗の賃借に伴うものであります。

営業債務である買掛金及び預り金は、1年以内の支払期日のものであります。

預り保証金は、フランチャイズ契約に基づき、F Cオーナーから預っている取引保証金等であり、フランチャイズ契約を解消する場合に返金する義務があります。

③金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程等に従い、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,255,722	1,255,722	—
(2) 売掛金	196,707	196,707	—
(3) 営業貸付金	461,921	462,106	185
(4) 投資有価証券	1,398	1,398	—
(5) 敷金及び保証金	241,562	236,450	△5,111
資産計	2,157,312	2,152,386	△4,926
(1) 買掛金	76,057	76,057	—
(2) 1年内返済予定 長期借入金	9,896	9,730	△165
(3) 預り金	421,063	421,063	—
(4) 預り保証金	240,468	237,868	△2,599
負債計	747,486	744,720	△2,765

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業貸付金

営業貸付金の時価については、国債の流通利回り等のリスクフリーレートに信用スプレッドを加味した利率により、元利金の合計額を割引いて算定する方法によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金

買掛金の時価は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 預り金

預り金の時価は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 預り保証金

預り保証金の時価については、一定期間ごとに分類し、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
敷金及び保証金（※1）	10,959
預り保証金（※2）	569,252

(※1) 資産における敷金及び保証金のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(5) 敷金及び保証金には含めておりません。

(※2) 負債における預り保証金のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(4) 預り保証金には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	288円22銭
1株当たり当期純損失	26円20銭

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位:千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,613,866	流動負債	697,424
現金及び預金	1,220,459	買掛金	76,057
売掛金	193,210	1年内返済予定長期借入金	9,896
商品	4,184	リース債務	6,121
仕掛品	7	未払金	59,565
原材料及び貯蔵品	89,167	未払費用	86,713
前払費用	27,147	前受金	8,373
その他の	83,189	預り金	421,049
貸倒引当金	△3,500	賞与引当金	4,609
固定資産	2,000,099	その他の	25,039
有形固定資産	836,050	固定負債	852,945
建物	305,748	長期リース債務	11,221
構築物	67,937	預り保証金	809,721
機械及び装置	191,289	資産除去債務	23,645
車両運搬具	3,121	繰延税金負債	4,365
工具、器具及び備品	20,394	その他の	3,991
リース資産	16,530	負債合計	1,550,369
土地	182,163	(純資産の部)	
建設仮勘定	48,864	株主資本	2,064,421
無形固定資産	2,640	資本金	995,307
ソフトウェア	2,640	資本剩余金	925,307
投資その他の資産	1,161,407	資本準備金	925,307
投資有価証券	1,398	利益剰余金	143,806
関係会社株式	73,331	その他利益剰余金	143,806
関係会社長期貸付金	740,000	繰越利益剰余金	143,806
長期前払費用	5,279	評価・換算差額等	△825
敷金及び保証金	252,521	その他有価証券評価差額金	△825
その他の	88,876	純資産合計	2,063,595
資産合計	3,613,965	負債・純資産合計	3,613,965

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年1月1日から)
(2019年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,226,222
売 上 原 價	1,535,465
売 上 総 利 益	690,757
販売費及び一般管理費	847,819
営 業 損 失	157,062
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,563
預 り 保 証 金 精 算 益	9,000
そ の 他	9,329
	22,893
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	628
固 定 資 産 売 却 損	1,825
そ の 他	2,114
	4,568
経 常 損 失	138,737
税 引 前 当 期 純 損 失	138,737
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,800
法 人 税 等 調 整 額	12,646
当 期 純 損 失	20,446
	159,183

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年1月1日から)
(2019年12月31日まで)

(単位：千円)

項目	株主資本				株主資本合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他利益剰余金		
		資本準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	994,945	924,945	357,924		2,277,816	
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	361	361			723	
剰余金の配当			△54,934	△54,934		
当期純損失			△159,183	△159,183		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	361	361	△214,118	△213,394		
当期末残高	995,307	925,307	143,806		2,064,421	

項目	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△665	2,277,151
当期変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		723
剰余金の配当		△54,934
当期純損失		△159,183
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△160	△160
当期変動額合計	△160	△213,555
当期末残高	△825	2,063,595

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(2019年1月1日から)
(2019年12月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法

仕掛品

個別法

原材料

先入先出法

貯蔵品

最終仕入原価法

なお、評価基準については、原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～22年

機械及び装置 13年

車両運搬具 5年

工具、器具及び備品 4～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権について
は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権
については個別に回収可能性を勘案し回収不能見
込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に
基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式に
よっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年
2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他
の資産の区分に表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	419, 569千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	1, 458千円
(3) 関係会社に対する長期金銭債権	740, 000千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	15, 457千円
売上原価	2, 086千円
受取利息	3, 894千円

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	1,405	千円
未払事業税	1,810	〃
減価償却費	7,757	〃
貸倒引当金	1,067	〃
繰越欠損金	41,536	〃
その他	10,863	〃
繰延税金資産小計	64,440	〃
評価性引当額	△60,205	〃
繰延税金資産合計	4,235	〃
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△8,601	〃
繰延税金負債合計	△8,601	〃
繰延税金負債の純額	△4,365	〃

5. 関連当事者との取引に関する注記

(単位 : 千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	WASHHOUSE ファイナンシャル株式会社	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1) 利息の受取 (注1)	272,000 3,894	長期貸付金 —	740,000 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 取引金額及び期末残高には消費税等を含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	299円90銭
1株当たり当期純損失	23円17銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月14日

W A S H ハウス株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 中 野 宏 治 (印)
指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士 只 隈 洋 一 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、W A S H ハウス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明のためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、W A S H ハウス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月14日

W A S H ハウス株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 野 宏 治	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 只 隈 洋 一	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、W A S H ハウス株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務執行に関する、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の運用状況について、取締役及び使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め検証いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている子会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月21日

W A S H ハウス株式会社監査役会

常勤監査役 奈須 義岳 (印)

社外監査役 西田 隆二 (印)

社外監査役 海野 理香 (印)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重視し、徹底した効率化実施の推進、財務体質の更なる向上により、安定した株主配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針及び当期の業績と今後の事業展開を考慮し、更には株主の皆様の日頃のご支援に報いるため、以下のとおりいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金	8円00銭
--------------	-------

総額	55,048,000円
----	-------------

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月26日

第2号議案 取締役 6名選任の件

取締役 6名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役 6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数(株)
1	(再任) 児玉康孝 (1965年10月5日生)	<p>1988年4月 新日本証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）入社 1994年4月 株式会社石橋 入社 1996年8月 日本マクドナルド株式会社 入社 1997年12月 株式会社大興不動産 入社 2001年11月 株式会社ケーディーエム設立（現 当社） 代表取締役社長就任（現任） （重要な兼職の状況） 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 代表理事 WASHHOUSE フィナンシャル株式会社 取締役 WASHHOUSE (Thailand) CO., LTD. 代表取締役社長 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 董事長</p>	1,927,000
2	(再任) 阿久津 浩 (1967年6月28日生)	<p>1990年4月 株式会社日本旅行 入社 2001年6月 株式会社コスモス薬品 入社 2006年1月 当社入社 2006年2月 当社財務経理部ゼネラルマネージャー 2006年3月 当社取締役財務経理部ゼネラルマネージャー 2006年7月 当社取締役管理部ゼネラルマネージャー 2008年8月 当社常務取締役管理部ゼネラルマネージャー 2013年7月 当社常務取締役業務部長 2014年6月 当社常務取締役管理部長 2019年3月 当社専務取締役（現任） （重要な兼職の状況） WASHHOUSE フィナンシャル株式会社 取締役 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 董事</p>	4,000
3	(再任) 徳田俊行 (1976年3月9日生)	<p>1999年12月 株式会社大興投資コンサルタント 入社 2002年1月 当社入社 2008年5月 当社営業部福岡支店マネージャー 2008年8月 当社取締役営業開発部ゼネラルマネージャー 2013年7月 当社取締役営業部福岡支店長 2015年10月 当社取締役営業本部長 2019年1月 当社取締役営業部長 2020年2月 当社取締役営業部長兼福岡支店長（現任）</p>	2,000

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況			所有する当社の株式数(株)
4	(再任) 児玉ユミ子 (1938年1月13日生)	2001年11月 2003年12月 2006年12月 2008年9月 2016年6月 2019年1月 (重要な兼職の状況) 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 理事	株式会社ケーディーエム設立 (現 当社)取締役就任 有限責任中間法人設立 (現 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会) 理事就任 (現任) 当社宮崎支店取締役営業担当部長 当社本店営業部取締役営業担当部長 当社取締役営業副本部長 当社取締役本店営業部 部長 (現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 理事		37,200
5	(再任) 古川一樹 (1975年12月26日生)	1994年4月 2004年8月 2006年12月 2008年8月 2013年7月 2016年6月 2019年1月	株式会社大興不動産 入社 当社入社 当社営業部マネージャー 当社取締役営業部ゼネラルマネージャー 当社取締役本店営業部長 当社取締役店舗運営部長 当社取締役東海地区営業担当部長 (現任)		8,600
6	(再任) 山渕幸徳 (1951年5月25日生)	1977年4月 1977年5月 2006年10月 2009年6月 2014年6月 2015年7月 2016年5月 2017年3月	株式会社電通 (現 株式会社電通グループ) 入社 東京本社 新聞雑誌局 同社第18営業局 局長 株式会社電通九州 代表取締役社長就任 同社顧問就任 同社退社 株式会社ベスト電器 社外取締役就任 当社取締役 (現任)		—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者児玉康孝氏は当社の経営を支配しているものであります。
 3. 山渕幸徳氏は社外取締役候補者であります。
 4. 山渕幸徳氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 5. 山渕幸徳氏につきましては、経営に関する専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 6. 山渕幸徳氏は当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。本議案が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
 7. 当社は山渕幸徳氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出しており、同氏の選任を承認いただいた場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役奈須義岳氏及び西田隆二氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数(株)
1	(再任) 奈須義岳 (1969年1月13日生)	<p>1992年4月 フェニックスリゾート株式会社 入社 2000年6月 日本不動産データバンク株式会社 入社 2001年3月 アパマンネットコム株式会社 入社 2002年1月 当社入社 2006年2月 当社総務部ゼネラルマネージャー 2006年3月 当社常勤監査役(現任) (重要な兼職の状況) 一般社団法人全国コインランドリー管理業協会 監事 WASHHOUSE フィナンシャル株式会社 監査役 WASHHOUSE (Shandong) CO., LTD. 監事</p>	7,000
2	(再任) 西田 隆二 (1956年8月31日生)	<p>1991年4月 宮崎県弁護士会登録 1996年10月 西田法律事務所開設 2005年4月 宮崎県弁護士会副会長 九州弁護士会連合会理事 2011年9月 鹿児島大学法科大学院非常勤講師 2013年4月 宮崎県弁護士会会长 日本弁護士連合会理事 九州弁護士会連合会常務理事 2014年7月 当社監査役(現任) 2015年2月 弁護士法人かなで西田・山田法律事務所開設 代表社員(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人かなで西田・山田法律事務所開設 代表社員</p>	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 西田隆二氏は社外監査役候補者であります。
 3. 西田隆二氏の社外監査役就任期間は、本総会終結をもって5年8か月となります。
 4. 西田隆二氏を候補者とした理由は、弁護士の資格を有しており、企業の法務に精通し、企業経営に統治する十分な知見を有するものであります。
 5. 西田隆二氏は当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。本議案が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、西田隆二氏を株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ており、同氏の選任を承認いただいた場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものです。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数(株)
河野重周 (1973年6月23日生)	1996年4月 吉原建設株式会社 入社 2005年4月 当社入社 2015年4月 当社V I 推進室 課長 2015年8月 当社V I 推進室 室長 2016年6月 当社店舗運営部コールセンター課長 2017年8月 当社店舗運営部コールセンター 2019年1月 当社管理部コールセンター（現任）	400

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 河野重周氏は補欠の常勤監査役候補者であります。

3. 当社は河野重周氏が監査役に就任された場合には、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。

以上

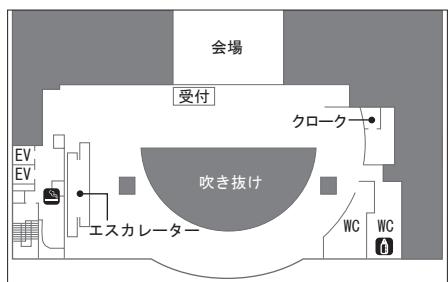
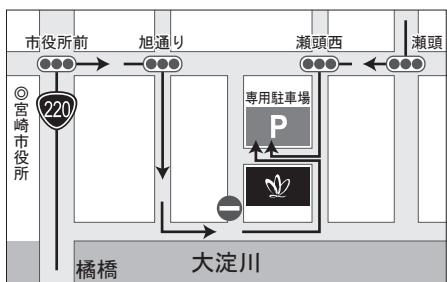
株主総会会場ご案内図

日時 2020年3月25日（水曜日）午前11時

会場 宮崎観光ホテル 東館3階

住所 宮崎県宮崎市松山1丁目1-1

電話 0985-27-1212（代表）



＜新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ＞

新型コロナウイルスが流行しておりますが、株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。